

生活保護変更決定取消等請求事件について

事案の概要

本件は、長男の勤労収入についての届出をせずに不正に保護を受給したとして、生活保護法（平成25年法律第104号による改正前のもの）78条に基づき、当該勤労収入（源泉徴収に係る所得税の額を控除した後のもの）を徴収する旨の費用徴収額決定を受けるなどした原告が、その取消し等を求める事案である。

〔参考〕生活保護法78条（平成25年法律第104号による改正前のもの）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

原判決及び争点

- ◆ 原判決（大阪高裁）は、勤労収入が適正に届け出られていれば、昭和36年4月1日付け厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」第8-3-(4)に基づく基礎控除に相当する額は原告の世帯の収入とは認定されていなかったはずであるから、上記7.8条による徴収額決定に係る徴収額の算定に当たり、基礎控除に相当する額を控除しなければ違法となると判断し、徴収額決定のうち基礎控除に相当する部分を取り消すなどした。
- ◆ 最高裁における争点は、同条に基づく費用徴収額決定に係る徴収額の算定に当たり、上記の基礎控除の額に相当する額を控除しないことが違法であるか否かである。
上告人（被告門真市）は、勤労収入についての適正な届出をせずに不正に保護を受けた者については、勤労収入相当額のうち基礎控除に相当する部分も同条に基づく費用徴収額決定の対象とることができ、勤労収入相当額から基礎控除相当額を控除せずに徴収する旨の決定がされたとしても、違法とはいえない旨を主張している。